

令和 5 年度第 4 回千葉市環境影響評価審査会における委員意見と事業者見解（習志野市）

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
1	大気質	事業計画	資料 4 (※) の 5 頁の公害防止計画 (1) で、塩化水素が 46ppm と大分低くなっているが、この除去方法を簡単に教えていただきたい。減温塔などは付いているようだが、どのような塩化水素の除去方法が使われるのか。	塩化水素の基準値については、現清掃工場の基準値を設定しており、ばいじんを含め薬品処理等を行っております。 塩化水素等の酸性ガス処理について、現施設では乾式法を用いています。具体的には、排ガス処理の過程で消石灰を吹き込み、反応生成物を乾燥状態でバグフィルタにて捕集し回収する方法です。 新施設の排ガス処理方法については、現在、未定ですが、自主基準値を満足できる適切な処理方法を検討してまいります。	下線部は追記
2	騒音、振動、超低周波音	評価項目	供用後の話で、超低周波音は検討しないことになっているが、処理方式が決まっていないのに最初からこのようなことが言えるか、少し疑問に感じている。まとまった住環境まで 900m と言われているが、300m ぐらいのところに千葉工業大学新習志野キャンパスがあり、そこには 5,000 人ぐらいの学生がいて、学生寮には 300 人ぐらいいるはずなので、住環境がないというわけではない。そこは少し配慮されたほうが良いと思う。	超低周波の考え方ですけれども、千葉工大は置いておいて、住環境から 900m ありますということを書いているのと、既存の施設でそういうものが起きていないことが一番大きいということと、既存の事例というのは、今ある施設も含めて、現在、想定される処理方式での既存事例を調べて、問題になるようなものはないのかなというところで、今回、非選定とさせていただいたものです。 ただ、千葉工大が近くにあるというのは分かっております。	
3	悪臭	事業計画	資料 4 (※) の 6 頁の悪臭の評価項目で、臭気指数で敷地境界と排水を調査すると記載されているが、煙突から出たガスについても規制基準がかかってくる。その評価はしないのか。現施設も排出口の高さは 58m になる。そうすると、現施設にかかっている気体排出口における規制基準値とほぼ同じだと思う。方法書の 3-152 に悪臭防止法における気体排出口の規制基準の算出式があるので、表 3-2-46 の後、千葉県の指針値と悪臭防止法の間、表 3-2-48 (2) のような式を入れたほうが良いと思う。	方法書の 5-67 ページに予測の項目として 2 つの項目があり、施設に搬入・貯留される廃棄物による悪臭の漏洩と、施設の稼働に伴う煙突排ガスからの悪臭ということで、煙突からの悪臭についても予測を行っていきます。 今のところ諸元がまだ決まっていないので、出口でどれくらいというのはまだ決められないのですが、準備書の段階ではそれを設定して予測して、地上の濃度はどれくらいになるという予測をする予定であります。 排出口での規制基準を決めた上で、その濃度で出したときに地上でいくつくらいになるかというのを予測しますので、排出口の値も出しますし、地上の値のほうも両方出すような形になると思います。大体処理能力も同じなので、ガス量によって変わってくると思います。	
4	植物、動物、生態系	調査手法	資料 4 (※) の 34 頁の植物、動物、生態系について、調査地点の図を見ると調査ルートがあるが、調査ルートとはどのような位置づけのルートか教えていただきたい。例えばラインセンサスルートと何が違うのか。	鳥類のラインセンサス法を行うルートとして設定しているところが、赤くなっており、調査ルートは、鳥類以外の調査も含めて、今回の調査の項目について踏査を行うルートということになります。	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
5	植物、動物、生態系	調査手法	資料4(※)の34頁の図を見ると、新しく建設予定の北に道路があり、さらに道路の北側は植物調査範囲になっている。ここは動物調査の対象にはなっていないと図から読み取ったが、その理由は何かあるのか。	北側の地点は工業地帯で植栽がありませんが、千葉工業大学のエリアに結構高い樹木がありますので、一応そこも今回調査を行うものです。	
6	植物、動物、生態系	調査手法	一般的なイメージとして、樹木があるところは生き物の生息地になる可能性があると思うが、それが今回、植物調査範囲になっているのに動物調査の範囲にはなっていない理由は何か。	<u>ご指摘の範囲(道路北側の樹木がある範囲)における動物調査は、フィードサイン法や任意観察法等により実施することとしております。</u> <u>また、その範囲は千葉工業大学の敷地境界に位置する植栽帯となっております。</u>	下線部は追記
7	植物、動物、生態系	調査手法	この場所については、前回の清掃工場の建設のときに調査が行われているか否か。もし行われているとすれば、そこで重要な植物とか動物がある程度把握していると思う。ラインセンサスなどの場合、どのタイミングでいつ行うのかということが、全く情報がなければ、全体の把握という設定でいいと思うが、前回の調査で、貴重種あるいは注目すべき種があると思えば、それが見つかるような時期やタイミングなど、そのようなものを調査の中で組み込むような配慮があってもいいかもしれないので、周辺の類似の調査も含めて時期の検討をしたいと思います。	ご意見として承ります。	
8	植物、動物、生態系	事業計画	資料4(※)の4頁で、2頁目の現状の詳細図と比べると、緑地面積が53%と大きくなるということだが、植物は何を植えるのか、どのような緑地になるのか。方法書の5-9の植物には、チョウゲンボウがいるから植物調査をするということが記載されている。何を植えるかはこれから検討されると思う。数少ない工場地帯でこれだけの面積を今後緑地化していくのは、生態系にとってもプラスになる。今後そのような調査を行う予定はあるか。	土地利用計画図の左側の緑地のストックヤードと駐車場等は、あくまでも仮定であり、このスペースに熱利用施設等設置する可能性も考えられます。 ただし、今現在において詳細な整備計画は決まっておりません。 このため、基本的には緑地公園的なものとして、今現在このような形で仮に設計している状況であります。 植物調査の件、今回、基本的にはチョウゲンボウがいるということで、どういうものを食べているとかそういうことを知りたく、植物とか動物というのを選んでいきます。 その中でどういう植物が植わっているかは分かるため、それも利用しながら、植栽する樹種は、方法書の2-31にも、地域の潜在自然植生に即した樹種を適切に選んでいきますと書いてありますので、結果も踏まえながら計画に生かしていきたいと考えております。	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
9	動物	調査手法	<p>資料 4 (※) の 16 頁の調査地点で、☆印が猛禽類の調査地点となっており、3 か所設けられているが、端の☆2 つを調査地点に選定した理由を教えてください。チョウゲンボウは小鳥や昆虫を主に食べている鳥なので、海側に設定したということは、何か特別な意味があるのか。</p> <p>また、チョウゲンボウの幼鳥が確認されたとのことで、おそらく建屋のどこかにいると思うが、広範囲に飛ぶ鳥なので、調査はきちんとやってもらえればと思う。できればもう少し内陸側にも 1 地点ぐらい調査地点を設けるといいと思うので、検討いただきたい。</p>	<p>チョウゲンボウの調査地点の考え方として、チョウゲンボウが見通せるところを選定しております。海沿いの 3 地点と、陸側にも置きたかったのですが、建物があって見えなく、ここまで行かないと陸側のほうが見えにくいということもあって、この 3 地点とプラス 1 地点の 4 地点で今回調査をやり直す。</p> <p>今回、チョウゲンボウはどういう行動範囲をとれているかというのは理解できておりますので、おおむね地点としては問題なかったのかなと理解しています。</p> <p>今の調査の状況ですと、この茜浜緑地のところとか、こちら側の臨海部の公園とか、周辺に下水道の緑地などを主に利用しているのは分かっており、大体把握できていますのかと思っておりますが、ご意見を踏まえて少し検討はしたいと思っております。</p>	
10	温室効果ガス等	調査手法	<p>資料 4 (※) の 15 頁で、予測・評価のみを行う項目に温室効果ガス等があるが、温室効果ガス等を計算するときに、発電量との関係で数値を出していただくかと思っている。kW 当たりで温室効果ガスがどのくらいか。</p>	<p>温室効果ガスの予測については、施設の稼働に伴うエネルギーと発電によってどれだけ削減できるかというものを算出しますが、処理方式等がまだ決まっています。</p> <p>今年度末には処理方式が決まり、準備書までには数字を出していこうと思っております。今のところはそういう数字がありません。</p>	
11	その他	事業計画	<p>資料 4 (※) の 3 頁で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理対象ごみとして、下水汚泥と災害廃棄物が入っているが、この 2 点はどのくらいの割合を占めているのか。</p> <p>脱水汚泥の含水率はどれくらいか。</p>	<p>3 頁のエネルギー回収型廃棄物処理施設の下水汚泥につきましては、清掃工場の隣に習志野市が運営しております浄化センターがあります。こちらから脱水汚泥という形で年間 4,000 t を超えない範囲で受け入れて処理している状況です。</p> <p>災害廃棄物については、これから処理能力を正式に算定し、日処理量の約 1 割前後辺りを想定して設定したいと考えております。</p> <p><u>脱水汚泥の含水率は、70%台で推移しております。</u></p>	下線部は追記
12	その他	事業計画	<p>資料 4 (※) の 8 頁の工事計画で、旧清掃工場の解体工事を令和 9 年度 1 年間で行い、それと同時に実施設計を 2 年間、令和 9 年度、10 年度で行い、新清掃工場の建設工事が 11 年度から 3 か年工事になっている。環境省に申請してから解体すると思うが、環境省への申請の許可に結構時間がかかるので、できるだけ余裕を持って申請し、間に合わないということがないようにしていただければと思う。</p> <p>それから、実施設計とはどのような実施設計をされるのか。いわゆる性能発注等だと、普通プラントメーカーが実施設計をすると思うが、それは工事期間に含まれないのか。</p>	<p>8 頁の工事計画の実実施設計については、今後、事業者を募集していく中で事業者において行い、工事期間を含め、令和 9 年から 13 年の間で実施していただきます。</p> <p>令和 9 年度に向けて、市の要求水準に基づく工事計画等を示し、事業者から提案を受けます。その内容に基づきプラントメーカーが令和 9 年度から実施設計を行い、それにより工期が前後する場合も考えられます。</p> <p>また、旧清掃工場の解体工事を令和 9 年度から考えておりますが、チョウゲンボウの生態系等がありますので、営巣期間を除くことも含めて、場合によっては解体工事を市で行うことも考えております。</p> <p>事前に十分な分析調査を行った上で、余裕を持った許可申請</p>	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
			建設工事の契約期間は、令和9年から13年までの5か年工事ということか。	書の手続きを考えてまいります。	
13	その他	事業計画	今年度に処理方式を決めるとすると、来年の3月までに処理方式を決定し、業者に提案してもらおうとのことだが、それはどのように決定するか。	現在の習志野市は、溶融炉方式を取っています。 現在の清掃工場ができたのが20年以上前になり、当時から環境に対する考え方等が変わっていることから、ストーカ、流動床、ガス化溶融炉等の各処理方式について、一から様々な比較しているところでございます。 それに基づいて市の考え方として、環境面、安定稼働などに対して、最終的には専門家の委員にアドバイスを受け、処理方式を決めていきます。	

※第4回審査会の資料番号。第5回審査会では資料2-2で同じ資料を添付している。